**芸術文化活動持続化補助金募集要項**

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況で、芸術文化にかかる各種団体等の活動も自粛傾向にあるなど本市の活気が失われています。

そのため本事業では、芸術文化活動の継続支援を目的として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止または延期となった芸術文化活動（公演・展示等）にかかる主催者に対して、必要となった経費（チラシ作成費等）の一部補助を行います。

**【補助金額】上限５万円**（対象となる経費に対して、１/2相当額で算定）

**【対象となる経費】**文化芸術活動（公演・展示など）の開催を**延期・中止した**にも関わらず必要となった経費**（チラシ作成費等）**

**【対象期間】令和３年４月１日（木）から令和３年１２月３１日（金）まで**

**【提出方法】郵送又はご持参により提出してください。**

お問合せ／申請書提出先

米子市経済部文化観光局文化振興課　文化振興担当

〒683-0067　米子市東町161-2（市役所第2庁舎3階）

電話：0859-23-5436　ファクシミリ：0859-23-5414

メール：[bunka@city.yonago.lg.jp](mailto:bunka@city.yonago.lg.jp)

**１　対象期間**

令和３年４月１日（木）から令和３年１２月３１日（金）

**２　対象者**

　　補助金の交付対象者は、補助対象事業を主催する者で、米子市内を主な活動拠点として芸術文化活動を行う個人及び団体とする。ただし、以下に該当する場合は、補助対象としない。

⑴　国、地方公共団体、独立行政法人、その他外郭団体

⑵　米子市暴力団排除条例における排除対象者に該当する場合

**３　対象事業**

　　申請者自らが主催者となって行う文化芸術活動（別表参照）で、次の要件を全て満たしているもの

⑴ 市内での実施を予定していた事業

⑵ 不特定多数の集客を予定していた事業

⑶　新型コロナウイルス感染症の影響により、中止または延期となった事業

⑷　以下の事業に該当しないこと。

ア　国、地方公共団体等との共催事業であるもの

　　イ　政治活動又は宗教活動を行うことを目的とするもの

⑸　対象となる文化芸術活動

|  |
| --- |
| 音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他芸術、メディア芸術（映画、漫画）、伝統芸能（雅楽、能楽、文学、歌舞伎など）、芸能（講談、落語、浪曲）など  ※ただし、以下に該当する場合は、補助対象としない。  ア　ワークショップ等、講座に類する事業  イ　式典、会社説明会、学会等の講演会・集会に類する事業  ウ　特定の政治活動又は宗教活動を主たる目的とする事業  エ　大学、学校等のクラブ・サークル活動、学校教育に関する事業 |

**４　対象となる経費**

　　芸術文化にかかるイベントを延期・中止したにも関わらず必要となった経費のうち、印刷費に関するもの（チラシ印刷費、ポスター印刷費、プログラム印刷費、入場券印刷費、各種デザイン料など）

**５　補助金の算定**

対象となる経費に対して、１/2相当額で算定（上限５万円／一事業当たり）

　　※100円未満切捨て（消費税及び地方消費税を除く）

**６　その他の注意事項**

　　申請は同一団体・同一個人につき対象期間内に1事業限り

**７　申請の手続き**

⑴　申請受付期間

　　令和３年４月１日（木）から令和３年１２月３１日（金）まで

⑵　申請受付方法

　　郵送又は持参により提出してください。

⑶　申請書類

　　　　以下の申請書類を各１部提出してください。

　　　ア　補助金等交付申請書

イ　事業計画書・収支決算書（別紙様式）

ウ　事業についての補足資料

（ア）事業内容が分かるもの（プログラム、チラシなど）

（イ）対象経費についての領収書等の写し

（ウ）その他市長が必要と認める書類

**８　申請上の注意**

　　以下のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の確認の全部又は一部を取り消すことがあります。

（１）申請の内容に不備があったとき。

（２）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（３）補助事業が要件に該当しなくなったと認められるとき。

（４）補助事業に不正な行為があると認められるとき。

（５）申請者に不正な行為があると認められるとき。

（６）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（７）市が定める期間内に募集要項に定める必要書類及びその他の必要な資料を提出しないとき。

（８）その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は要綱に基づく命令に違反したとき。

**９　補助金交付の流れ**

③請求書の提出

④補助金の交付

②審査・交付決定（交付決定通知の送付）

①申請

・補助事業等交付申請書

・事業報告書・収支決算書（別記様式）

・事業内容が分かるもの（プログラム、チラシなど）

・対象経費についての領収書等の写し